

# 京 都 文 教 短 期 大 学 学 則

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** 本学は仏教精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、社会生活並びに職業に必要な知識、技能を与え、高い教養と正しい判断力を養い、もって健全にして有能な人材を育成することを目的とする。

(名称及び設置者)

**第2条** 本学は京都文教短期大学と称し、学校法人京都文教学園によって設置される。

(自己点検及び評価)

**第3条** 第1条の目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別にこれを定める。

(授業内容及び方法の改善)

**第4条** 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

(学科)

**第5条** 本学に次の学科及びコースを置く。

学 科	コ ー ス
ライフデザイン総合学科	ライフデザインコース
	栄養士コース
幼児教育学科	

2 前項学科における教育研究及び人材育成の目的は別表第1にこれを定める。

(学生定員)

**第6条** 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科	コ ー ス	入学定員	収容定員
ライフデザイン総合学科	ライフデザインコース	60名	120名
	栄養士コース	40名	80名
幼児教育学科		150名	300名

(修業年限)

**第7条** 本学の修業年限は、2年とし、在学期間は4年を超えることはできない。

(学 年)

**第8条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期及び授業期間)

**第9条** 学年は次の2学期に分ける。

前学期 4月1日より9月30日まで

後学期 10月1日より3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは前・後学期の期間を変更することができる。

3 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたり行うことを原則とする。各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要 があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる 認められる場合は、この限りではない。

(休業日)

**第10条** 本学の休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 本学の開学記念日（5月25日）
  - (4) 春期休業 3月18日より3月31日まで
  - (5) 夏期休業 7月21日より9月5日まで
  - (6) 冬期休業 12月21日より翌年1月10日まで
- 2 その他学長が必要と認めた時は臨時に休業又は授業を行うことがある。

## 第2章 教育課程

(教育課程)

**第11条** 本学の教育課程は、共通科目、専門科目とし、授業科目・単位数は別表第2とする。

- 2 前項に定めるもののほか幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例（以下「特例制度」という。）に基づく特例教科目を置き、授業科目・単位数は別表第3とする。

(教育の方法)

**第12条** 本学の授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれの併用により行う。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

## 第3章 履修方法及び単位計算基準

(履修方法)

**第13条** 学生は2年以上在学し、前条の教育課程から下記にしたがって合計62単位を修得しなければならない。

- (1) 共通科目は、3領域（生活といのち、芸術と文化、情報と社会）にわたって計10単位以上
  - (2) 専門科目は36単位以上
- 2 本学が教育上有益と認めるときは、他学科の専門科目を16単位を超えない範囲で修得することができる。

(教育職員免許に要する単位修得)

**第14条** 教育職員免許状を得ようとするものは、第13条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状に関する詳細は別にこれを定める。

(保育士証に要する単位修得)

**第15条** 保育士証を得ようとするものは、第13条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 保育士証に関する詳細は別にこれを定める。

(栄養士免許証に要する単位修得)

**第16条** 栄養士の免許証を得ようとするものは、第13条の規定によるほか、栄養士法同施行規則の定める単位を修得しなければならない。

- 2 栄養士の免許証に関する詳細は別にこれを定める。

(取得できる免許状及び資格)

**第17条** 本学の各学科において取得できる教育職員免許状等は次のとおりとする。

学 科	コ ー ス	取 得 で き る 教 育 職 員 免 許 状 等
ライフデザイン総合学科	栄養士コース	栄養士免許証
幼児教育学科		幼稚園教諭2種免許状、保育士証

- 2 前項に規定するもの以外に、福祉人材の養成等、社会の貢献に資する資格を開設する。これらの資格取得に関する詳細は別にこれを定める。

(単位計算基準)

**第18条** 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを原則とし、授業の方法に応じ次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目について

- ては、40時間または45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、教育上、特に必要があると教授会が認める場合は、単位の計算方法を変更することができる。また、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 第4章 学習の評価及び課程修了の認定

(単位認定)

- 第19条** 科目に対する単位の認定は試験による。試験は学期末又は学年末にその履修した科目について筆答・口述・論文・実技・作品提出等によって行う。
- 2 授業時数の3分の1をこえて欠席したものの、所定の授業料、教育充実費その他の学費を未納のものは試験を受けることができない。ただし、特別の事由があるものについては教授会の審議を経て、学長が決定し受験を認めることもある。
  - 3 学外実習科目については、別途定められた時間数(日数)を充当しなければ単位認定を受けることはできない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第20条** 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第21条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとし教授会の審議を経て、学長が決定し認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第22条** 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(短期大学設置基準(昭和50年文部科学省令第21号)第17条に定める科目等履修生として修得した単位を含む)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
  - 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第20条第2項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせるときは、45単位を超えないものとし、教授会の審議を経て、学長が決定し認定することができる。

(成績)

- 第23条** 学習の評価は秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可の場合を合格と認め、所定の単位を与える。

(卒業)

- 第24条** 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

- 第25条** 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 第5章 入学・休学・復学・転籍・転入学・退学・転学・留学・除籍及び復籍

(入学の時期)

- 第26条** 本学の入学時期は毎学年始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第27条** 1年次に入学許可すべき者は、次の各号の1に該当する者で、かつ入学試験に合格した者に限る。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業生
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

**第28条** 入学志願者は本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 提出の時期・方法・提出すべき書類については別に定める。

(入学者の選考)

**第29条** 前条の入学志願者には選考試験を行う。

- 2 選考試験については別に定める。

(入学の手続及び入学許可)

**第30条** 前条の選考の結果に基づき合格した者は、連帯保証人を定め、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、その住所を入学後1週間以内に届け出なければならない。

(連帯保証人)

**第31条** 連帯保証人は保護者（保護者なきものはこれに代る親戚その他）とする。

- 2 連帯保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する一切の債務につき、学長が定める上限において連帯して責任を負わねばならない。
- 3 連帯保証人及び学生が転籍、転居又は改印した時はその旨直ちに届け出なければならない。
- 4 連帯保証人が死亡した時、又はその資格を失った時は、新たに連帯保証人を定めて誓約書を提出しなければならない。

(休学)

**第32条** 疾病、その他やむを得ない事由により3か月以上授業に出席できない者は、医師の診断書又は詳細に事由を具した連帯保証人連署の休学願を提出して学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修業することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

**第33条** 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある時は、学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は第7条の在学期間には算入しない。
- 4 休学期間に履修登録している授業科目は全て取り消す。

(復学)

**第34条** 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転籍)

**第35条** 入学を許可された学科に在籍する学生がその他の学科へ転籍を志願したときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

- 2 転籍に関する必要な事項は、別にこれを定める。

(転入学)

**第36条** 他の学校から転入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考の上入学を許可することがある。

(退学)

**第37条** 疾病、その他やむを得ない事由により退学、転学しようとする時は、その事由を具し、連帯保証人連署の上退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

**第38条** 退学者で連帯保証人連署の再入学願を提出する時は、試験を行い、あるいは詮議の上、原級以下に入学を許可することがある。

2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(留 学)

**第39条** 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条に定める在学期間を含めることができる。

(除 籍)

**第40条** 次の各号の1に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、教育充実費その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (2) 第7条に定める在学期間を超えた者。
- (3) 第33条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者。
- (4) 2年以上にわたり行方不明の者。

(復 籍)

**第41条** 前条第1号により除籍された者が、所定の納付金を納入した場合は、教授会の審議を経て、学長が復籍を認めることができる。

## 第6章 入学検定料・入学金・授業料・教育充実費

(入学検定料等の金額)

**第42条** 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の金額は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円	併願出願料	10,000円 (1併願につき)
入 学 金	200,000円		
授 業 料(年額)	740,000円		
教育充実費(年額)	390,000円		

- 2 Web出願による入学検定料及び併願出願料は半額とする。
- 3 第1項にかかわらず京都文教高等学校からの入学生は入学金を免除することができる。
- 4 本学園の建学の精神に深く賛同する者で、次の各号のいずれかの要件に該当する者は、ファミリー制度の適用を受け、第1項にかかわらず入学金のうち、30,000円を減免することができる。ただし、第3項と重複する入学生においては、第3項のみを優先して適用するものとする。
  - (1) 3親等以内に本学園設置校(園)の卒業(園)生がいること
  - (2) 兄弟姉妹が本学園設置校(園)に在籍していること
- 5 社会人入学選抜制度による入学者の入学金、授業料、教育充実費の金額は、社会人の再雇用・経済的支援を目的として、別表第6のとおりとする。

(授業料等の分納)

**第43条** 授業料、教育充実費は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、学長において経済的に修学困難等で必要と認められる時は、これを分納、あるいは延納させることができる。

前 期	4月中
後 期	10月中

(休学者の授業料等)

**第44条** 休学を許可され又は命ぜられた者の授業料、教育充実費は原則免除する。ただし、別に定める学籍料を納付しなければならない。

(退学等の場合の授業料)

**第45条** 退学し、又は退学を命ぜられた者も当該学期の授業料、教育充実費その他の学費を納入しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、停学中といえども、当該学期の授業料、教育充実費その他の学費を納入しなければならない。
- 3 除籍された者も当該学期の授業料、教育充実費その他の学費を納入しなければならない。

(納付した授業料等)

**第46条** 既納の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費その他の納付金はその理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

ただし、入学手続時における入学金以外の取扱いについては、別に定める。

(授業料等の減免)

**第47条** 教授会の審議を経て、学長は必要と認めた者については、別に定められた規程により授業料、教育充実費その

他の学費を減免することがある。

## 第7章 教職員組織及び職務

(教職員組織)

**第48条** 本学に学長・事務局長・教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員・その他必要な職員を置く。  
2 学長は必要あるときは、副学長を置くことができる。

(教職員の職務)

**第49条** 教職員職務に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 学長は校務を掌り、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 事務局長は本学の管理・運営を掌り、所属職員を統督する。
- (4) 教授は学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 准教授は学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 講師は教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (7) 助教は学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (8) 助手は教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (9) 事務職員は学内の事務の処理に従事する。

## 第8章 教授会

(教授会)

**第50条** 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。教授会には必要あるときは准教授その他の職員を加えることができる。  
2 学長は教授会を召集し、その議長となる。  
3 学長事故あるときは、予め学長の指名した者が議長となる。  
4 教授会に関し必要な事項は別に定める。

(教授会の審議事項)

**第51条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議をするものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

## 第9章 図書館

(図書館)

**第52条** 本学に図書館を付設する。  
2 図書館に関する規定は別にこれを定める。

## 第10章 専攻科

(専攻及び学生定員)

**第53条** 本学に専攻科を置き、学生定員は次のとおりとする。

専攻	学生定員
家政学専攻	30名
児童教育学専攻	30名

(修業年限)

**第54条** 専攻科の修業年限は1か年とする。ただし、在学年数は、2年を超えることができない。

(教育課程)

**第55条** 専攻科の教育課程は、別表第5のとおりとする。

(履修方法)

**第56条** 専攻科の学生は、前条で定めた授業科目の中から、30単位履修しなければならない。

(修了の認定)

**第57条** 専攻科に1か年以上在学し、前条に規定する単位を修得したものは、教授会の審議を経て、学長が修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学資格)

**第58条** 専攻科に入学できる者は、次の各号の1に該当する者で、かつ教授会の審議を経て、学長が入学を承認したものの。

- (1) 短期大学を卒業したもの
- (2) 本学において、短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めたもの

(入学検定料等)

**第59条** 専攻科の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の金額は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入学金	100,000円
授業料(年額)	790,000円
教育充実費(年額)	240,000円

(授業料等の分納)

**第60条** 授業料、教育充実費は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、学長において必要と認められる時は、これを分納、あるいは延納させることができる。

前期	4月中
後期	10月中

**第61条** この章に定めるもののほか専攻科については他の章を準用する。

## 第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

**第62条** 本学の教育課程の中、本学が定めた数科目につき履修を志願する者があるときは、相当の学力ありと認められた者に対し、支障のない場合に限り、教授会の審議を経て、学長が決定しこれを許可する。ただし、第11条第2項の履修を志願する者は、特例制度に基づく要件を満たす者とする。

- 2 科目等履修生として履修した科目について試験の上単位を与えることができる。
- 3 この章において規定するもののほか科目等履修生について必要な事項は別に定める。
- 4 この章において規定するもののほか科目等履修生については他の規程を準用する。

## 第12章 生涯学習等

(生涯学習等)

**第63条** 文化の振興及び地域社会の発展に寄与するため次の事業を行う。

- (1) 公開講座
- (2) 生涯学習に資する事業
- (3) 大学コンソーシアム京都が提供する講座の受講生(以下聴講生という)の受入に関する事業  
ただし、聴講生に関する事項は別に定める。

## 第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

**第64条** 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

## 第14章 健康管理センター

(健康管理センター)

**第65条** 本学の教職員、学生の保健医療のため健康管理センターを設ける。

2 健康管理センターに関する事項は別にこれを定める。

## 第15章 研究所

(研究所)

**第66条** 本学に京都文教短期大学学術研究所を置くことができる。

2 京都文教短期大学学術研究所に関する事項は別に定める。

## 第16章 賞 罰

(表 彰)

**第67条** 次の各項の1に該当する者に対して教授会の審議を経て、学長が決定し賞することがある。

- (1) 成績特に優秀なる者
- (2) 品行方正にして他学生の模範となる者

(懲 戒)

**第68条** 本学の学則・規則に違反し又は学生の本分にもとる行為のあった者はその軽重に従い、教授会の審議を経て、学長が決定し懲戒することがある。

2 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

(懲戒の種類)

**第69条** 懲戒は次の3種とする。

- (1) 訓 告
  - (2) 停 学
  - (3) 退 学
- 2 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

## 第17章 学則の改廃

(学則の改廃)

**第70条** この学則を改廃しようとするときは、教授会の審議を経て、学長の意向を受けて理事会の議決により行う。

## 附 則

1. 本学則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。  
ただし、第37条の授業料の金額については、昭和47年度以前の入学者については適用しない。
2. 本学則は、昭和48年4月1日からこれを施行する。  
ただし、第37条の授業料の金額については、昭和48年度入学者より適用する。
3. 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。  
ただし、第37条の授業料の金額については、昭和49年度入学者より適用し、昭和48年度以前の入学者については、なお従前の例による。
4. 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。  
ただし、第37条の授業料の金額については、昭和50年度入学者より適用し、昭和49年度以前の入学者については、なお従前の例による。

5. 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。  
ただし、第36条の入学金、第37条の授業料の金額については、昭和51年度入学者より適用する。昭和50年度以前の入学者については、なお従前の例による。
6. 本学則は、昭和52年4月1日からこれを施行する。ただし、第37条の授業料の金額については、昭和52年度入学者より適用する。昭和51年度以前の入学者については、なお従前の例による。
7. 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。  
ただし、第37条の授業料の金額については、昭和53年度入学者より適用し、昭和52年度以前の入学者については、なお従前の例による。
8. 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。
9. 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。
10. 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。  
ただし、第36条の入学金、第37条の授業料の金額については、昭和56年度入学者より適用し、昭和55年度以前の入学者については、なお従前の例による。
11. 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。  
ただし、第36条の入学検定料、校費、学園後援費及び第55条の入学検定料の金額については、昭和57年度入学者より適用し、昭和56年度以前の入学者については、なお従前の例による。
12. 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。
13. 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。  
ただし、第36条の授業料、校費、学園後援費の金額については、昭和60年度入学者より適用し、昭和59年度以前の入学者については、なお従前の例による。
14. 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
15. 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。  
ただし、第10条の教育課程、別表第1の家政学科食物栄養専攻、服飾意匠学科服飾専攻の専門科目および、第11条の単位の履修方法ならびに、第36条の授業料の金額については、昭和62年度入学者より適用し、昭和61年度以前の入学者については、なお従前の例による。
16. 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。  
ただし、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の例による。
17. 本学則は、平成元年4月1日から施行する。  
ただし、昭和63年度以前の入学者については、なお従前の例による。
18. 本学則は、平成2年4月1日より施行する。  
ただし、第10条教育課程別表第1の家政学科生活科学専攻、服飾意匠学科服飾専攻、服飾意匠学科意匠専攻、児童教育学科初等教育専攻、児童教育学科幼児教育専攻の専門科目、および教職に関する専門科目、ならびに第36条の授業料の金額については、平成2年度入学者より適用し、平成元年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
19. 本学則は、平成3年4月1日より施行する。  
ただし、第5条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学科・専攻		年度		平成3年度		平成4年度 平成11年度		平成12年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
家政学科	生活科学専攻	180人	280人	180人	360人	100人	280人		
	食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200		
服飾意匠学科	服飾専攻	160	260	160	320	100	260		
	意匠専攻	60	110	60	120	50	110		
児童教育学科	初等教育専攻	100	200	100	200	100	200		
	幼児教育専攻	200	400	200	400	200	400		

- (2) 第36条の授業料及び第55条の授業料・校費の金額については平成3年度入学者より適用し、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

20. 本学則は、平成4年4月1日より施行する。  
ただし、第5条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学科・専攻		年度		平成4年度		平成5年度 平成11年度		平成12年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
家政学科	生活科学専攻	80人	260人	80人	160人	50人	130人		
	生活文化専攻	100	100	100	200	50	150		
	食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200		

服飾意匠学科	服飾専攻	160	320	160	320	100	260
	意匠専攻	60	120	60	120	50	110
児童教育学科	初等教育専攻	100	200	100	200	100	200
	幼児教育専攻	200	400	200	400	200	400

(2) 第10条教育課程別表第1の家政学科生活科学専攻・児童教育学科幼児教育専攻の専門科目については、平成4年度入学者より適用し、平成3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(3) 第36条の授業料については平成4年度入学者より適用し、平成3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2.1. 本学則は、平成5年4月1日より施行する。

ただし、第55条の授業料については平成5年度入学者より適用し、平成4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2.2. 本学則は、平成6年4月1日より施行する。

ただし、第36条の入学検定料、教育充実費及び第55条の入学検定料、授業料、教育充実費については平成6年度入学者より適用し、平成5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2.3. 本学則は、平成8年4月1日より施行する。

ただし、第5条に規定する学生定員は次のとおりとする。

学科・専攻		平成8年度	
		入学定員	収容定員
児童教育学科	初等教育専攻	50名	150名
	幼児教育専攻	160名	360名

(2) 第10条の教育課程、別表第1の総合教養科目および第11条の単位の履修方法ならびに第38条の授業料については平成8年度入学者より適用し、平成7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2.4. 本学則は、平成9年4月1日より施行する。

ただし、第10条の教育課程、別表第1の家政学科生活科学専攻、家政学科食物栄養専攻、児童教育学科初等教育専攻、児童教育学科幼児教育専攻の専門科目、別表第3の資格に関する科目および第11条の履修の方法については平成9年度入学者より適用し、平成8年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2.5. 本学則は、平成10年4月1日より施行する。

ただし、第38条の授業料については平成10年度入学者より適用し、平成9年度以前の入学者については、なお従前の例による。服飾意匠学科の廃止は文部大臣が認可した日(平成9年8月5日)とする。第5条に規定する学生定員の内、家政学科生活科学専攻・家政学科生活文化専攻は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学科・専攻		平成9年度 平成11年度		平成12年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科	生活科学専攻	80人	160人	50人	130人
	生活文化専攻	100人	200人	50人	150人

2.6. 本学則は、平成11年4月1日より施行する。

ただし、第10条の教育課程別表第1の総合教養科目、家政学科生活文化専攻専門科目、児童教育学科初等教育専攻専門科目、児童教育学科幼児教育専攻専門科目、ならびに第11条の履修方法については平成11年度入学者より適用し、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2.7. 本学則は、平成12年4月1日より施行する。

ただし、第5条に規定する学生定員の内、家政学科生活科学専攻・家政学科生活文化専攻は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	専 攻	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科	生活科学専攻	78人	158人	76人	154人	74人	150人
	生活文化専攻	96人	196人	92人	188人	88人	180人

  

学 科	専 攻	平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科	生活科学専攻	72人	146人	70人	142人
	生活文化専攻	84人	172人	80人	164人

- (2) 第10条教育課程別表第1の家政学科生活科学専攻、家政学科食物栄養専攻、児童教育学科初等教育専攻、児童教育学科幼児教育専攻の専門科目、別表第2の教職に関する科目については、平成12年度入学生より適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。
28. 本学則は平成13年4月1日より施行する。  
ただし、第10条教育課程別表1の家政学科生活科学専攻、家政学科食物栄養専攻、別表第3の資格に関する科目、第11条の履修方法については、平成13年度入学生より適用し、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。
29. 本学則は平成14年4月1日より施行する。  
ただし、第10条教育課程別表第1の家政学科食物栄養専攻、家政学科生活文化専攻、児童教育学科初等教育専攻、児童教育学科幼児教育専攻の専門科目、第11条の履修の方法については、平成14年度入学生より適用し、平成13年度以前の入学生については、なお従前の例による。
30. 本学則は平成15年4月1日より施行する。
31. 本学則は平成16年4月1日より施行する。  
ただし、改訂後の第4条、第5条の規定にかかわらず、家政学科生活科学専攻、家政学科生活文化専攻は、当該専攻に在学する者が、当該専攻を卒業又は在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
32. 本学則は平成17年4月1日より施行する。  
ただし、第10条教育課程別表第1の総合教養科目、家政学科食物栄養専攻、児童教育学科初等教育専攻、児童教育学科幼児教育専攻の専門科目、第11条の履修の方法については、平成17年度入学生より適用し、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
33. 本学則は平成18年4月1日より施行する。(第5条改正)  
ただし、第5条学生定員については平成18年度入学生より適用し、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
34. 本学則第22条、第23条については平成18年1月31日より施行する。
35. 本学則は平成18年4月1日より施行する。
36. 本学則は平成19年4月1日より施行する。  
ただし、改正後の第4条、第5条の規定にかかわらず、児童教育学科初等教育専攻、児童教育学科幼児教育専攻は当該専攻に在学する者が、当該専攻を卒業するまで又は在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (2) 第10条教育課程別表第1の総合教養科目、家政学科人間生活専攻専門科目、児童教育学科専門科目、別表3の資格に関する科目、第11条の履修方法、第21条成績は平成19年度入学生より適用し、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。
37. 本学則は平成20年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2の合教総養科目は平成20年度入学生より適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
38. 本学則は平成21年4月1日より施行する。  
ただし、改正後の第5条、第6条の規定にかかわらず、家政学科人間生活専攻、児童教育学科は、当該専攻、学科に在学する者が、当該専攻、学科を卒業又は在学しなくなるまでの間、存続するものとする。第11条教育課程別表2の教育課程は平成21年度入学生より適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- (2) 第40条の入学検定料については平成21年度入学生より適用する。
- (3) 第11条教育課程別表第2の家政学科食物栄養専攻の教育課程は平成21年度入学生より適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。
39. 本学則は平成22年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2の幼児教育学科幼児教育専攻専門科目の教育課程及び別表第3の教職に関する科目、及び第17条第2号の単位計算基準は平成22年度入学生より適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- (2) 第26条の入学資格については平成21年度入学生より適用する。
- (3) 第11条教育課程別表第2の総合教養科目及び家政学科食物栄養専攻の教育課程、第13条履修方法は平成22年度入学生より適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。
40. 本学則は平成23年4月1日より施行する。  
ただし、第5条、第6条の規定にかかわらず、家政学科食物栄養専攻、健康生活デザイン専攻は当該専攻に在学する者が、当該専攻を卒業するまで又は在学しなくなるまでの間、存続するものとする。第11条教育課程については平成23年度入学生より適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- (2) 第11条教育課程別表第2の幼児教育学科幼児教育専攻教育課程は平成23年度入学生より適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。
41. 本学則は平成24年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2の幼児教育学科幼児教育専攻専門科目の教育課程は平成24年度入学生より適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。
42. 本学則は平成24年6月1日より施行する。
43. 本学則は平成25年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2のライフデザイン学科専門科目、食物栄養学科専門科目及び第13条履修の方法は平成25年度入学生より適用し、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。

44. 本学則は平成26年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2のライフデザイン学科専門科目は平成26年度入学生より適用し、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。第11条第2項別表第3の教職に関する科目は平成24年度入学生で栄養教諭二種免許状を取得しようとする者が卒業するまで存続するものとする。
45. 本学則は平成27年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2の幼児教育学科幼児教育専攻専門科目は平成27年度入学生より適用し、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。
46. 本学則は平成28年4月1日より施行する。  
ただし、第42条第3項の社会人推薦入試入学者の入学金、授業料、教育充実費は平成29年度入学生より適用する。
47. 本学則は平成29年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2のライフデザイン学科専門科目、第13条履修方法は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。
48. 本学則は平成30年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2の食物栄養学科専門科目は平成30年度入学生より適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
49. 本学則は平成31年4月1日より施行する。  
ただし、第11条教育課程別表第2の幼児教育学科専門科目は平成31年度入学生より適用し、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。
50. 本学則は令和2年4月1日より施行する。(第42条 別表第6改正)
51. 本学則は、令和3年4月1日より施行する。(第6条、第11条、第13条、第30条、第31条、第32条、第37条、第38条・第42条第3項改正)  
ただし、第6条学生定員及び、第11条教育課程別表第2の共通科目、ライフデザイン学科専門科目、食物栄養学科専門科目、幼児教育学科専門科目、第13条履修方法は令和3年度入学生より適用し、令和2年度以前の入学生については、なお従前の例による。第42条第3項については令和4年度入学生より適用する。
52. 本学則は、令和4年4月1日より施行する。(第42条改正) なお、第42条第4項については、令和5年度入学生より適用する。
53. 本学則は、令和5年4月1日より施行する。(第5条、第6条、第11条、第17条、別表第1(第5条関係)、別表第2(第11条関係)改正) ただし、令和4年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

学科の教育研究及び人材育成の目的

学 科	教育研究及び人材育成の目的
ライフデザイン総合学科	<p>現代生活の諸問題に加えて、地球規模で起こっている新たな問題について、家政学の視点で、生活原理に基づいて考え、解決できる人材の育成を目的とする。多角的な視点から科学的に追及し、専門性を高めるために2つのコースを設定する。</p> <p>（ライフデザインコース）</p> <p>生活者として幅広い視点から、人と環境に関する諸問題を発見し、積極的・主体的に行動する態度と生活の質の向上を追求するための知識と技術を修得し、問題解決力・社会人基礎力・情報活用力を身につけて、ビジネスと持続可能な社会に貢献できる人材の育成を目的とする。</p> <p>（栄養士コース）</p> <p>栄養に関する専門的な知識と技術を習得し、食事の管理を中心とした諸問題の認識、給食業務に必要な調理力を高めることを目的とし、問題解決力・社会人基礎力を身につけて、食事の管理と持続可能な社会に貢献できる人材の育成を目的とする。</p>
幼児教育学科	<p>保育に関する専門的な知識と技術を修得し、柔軟な思考力と表現力、子どもを理解する力を養う。変化し続ける社会に興味・関心をもち、状況を的確に見極める判断力と適切な態度を身につける。子ども・大人の別なく他者とコミュニケーションをとり、自らを振り返りながら主体的・意欲的に社会に貢献できる人材の育成を目的とする。</p>

## 別表第2 (第11条関係)

## 共通科目

授業科目		単位数		備考	
		必修	選択	保育士	
生活 と い の ち	実践仏教入門	1			
	生活の中の仏教	1			
	くらしと憲法		2		日本国憲法
	人権といのち		2		
	消費生活論		2		
	こころのしくみ		2		
芸 術 と 文 化	宇治学		2		
	芸術論		2		
	異文化理解		2		
	英語コミュニケーションⅠ		1	☆	
	英語コミュニケーションⅡ		1	☆	
情 報 と 社 会	初年次セミナー	1			
	情報リテラシー	2			
	情報機器の操作		2		
	キャリアプランニング		2		
	コンピュータ・サイエンス		2		

ライフデザイン総合学科専門科目

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
基幹科目群	ライフデザイン総合論	2		4科目7単位必修
	ライフデザイン総合演習	1		
	研究ゼミナールⅠ	2		
	研究ゼミナールⅡ	2		
ベーシック科目群	情報処理概論		2	ライフデザインコース5科目以上修得 栄養士コース2科目以上修得
	コミュニケーション論		2	
	ソーシャルマナー		1	
	マーケティング論		2	
	衣生活論		2	
	食生活論		2	
	住生活論		2	
	色彩と生活デザイン		2	
	生活の心理学		2	
	健康マネジメント論		2	
アドバンスト科目群	食空間コーディネート演習		2	
	医学・薬学一般		2	
	医療管理学概論		2	
	医療事務演習		1	
	応急手当実習		1	
	健康体力評価実習		1	
	体力づくり演習		2	
	健康づくり演習		2	
	栄養マネジメント論		2	
	ビジネス実務総論		2	
	ビジネス実務演習		2	
	簿記演習		1	
	インターンシップ		2	
	マネジメント論		2	
	コンピュータ演習Ⅰ		1	
	コンピュータ演習Ⅱ		1	
	プレゼンテーション概論		2	
	プレゼンテーション演習		2	
	応用プレゼンテーション演習		1	
	デジタルメディア表現		2	
	TOEIC基礎		1	
	TOEIC発展		1	

ライフデザイン科目群	ビジネス英語Ⅰ		1	
	ビジネス英語Ⅱ		1	
	ファッションビジネス論		2	
	ファッションデザイン論		2	
	ソーイング基礎実習		1	
	ファッションコーディネート演習		1	
	インテリアデザイン論		2	
	インテリアコーディネート演習		1	
	インテリアエレメント		2	
	インテリア設計演習		1	
	キッチンプランニング		2	
	CAD実習		1	
	福祉住環境論		2	
	食品と調理		2	
	フードデザイン実習		1	
	スイーツデザイン実習		1	
	ブレッドデザイン実習		1	
	フードスタイリング演習		1	
	フードカルチャー		2	
	クッキングクリエイティブ実習		1	
	ボディエステティック演習		1	
	セルフヘアメイク演習		1	
	パーソナルカラーコーディネート演習		1	
	ネイルケア演習		1	
	セルフメイクアップ演習		1	
	セルフデザイン演習		1	
	ダンス		1	
公衆衛生学Ⅰ		2		
公衆衛生学Ⅱ		2		
人体の構造と機能及び疾病Ⅰ		2		
人体の構造と機能及び疾病Ⅱ		2		
生化学基礎		2		
生化学		2		
生化学実験		1		
食品学Ⅰ		2		
食品学Ⅱ		2		
食品学基礎実験		1		
食品学実験		1		
食品衛生学		2		
食品衛生学実験		1		

栄養士科目群	栄養学		2	
	ライフステージ栄養学		2	
	ライフステージ栄養学実習		1	
	臨床栄養学		2	
	臨床栄養学実習		1	
	実践栄養学		2	
	公衆栄養学		2	
	栄養教育論Ⅰ		2	
	栄養教育論Ⅱ		2	
	栄養教育論実習Ⅰ		1	
	栄養教育論実習Ⅱ		1	
	調理学		2	
	栄養士基礎実習		1	
	調理学実習Ⅰ		1	
	調理学実習Ⅱ		1	
	調理学実習Ⅲ		1	
	食事計画論		2	
	給食管理論		2	
	給食管理実習Ⅰ		1	
	栄養士校外実習事前事後指導		1	
	栄養士校外実習		1	
栄養士演習		1		
フードスタイリングレッスン		1		
献立応用演習		1		
給食管理実習Ⅱ		1		

幼児教育学科専門科目

授業科目	単位数		備考	
	必修	選択	保育士	
子どもと健康		1	◎	
子どもと人間関係		1	◎	
子どもと環境		1	◎	
子どもと言葉		1	◎	
子どもと音楽表現		1	◎	
子どもと造形表現		1	◎	
保育内容総論		1	◎	
保育内容 健康		1	◎	
保育内容 人間関係		1	◎	
保育内容 環境		1	◎	
保育内容 言葉		1	◎	
保育内容 表現		1	◎	
教育原理		2	◎	
保育者論		2	◎	
幼児教育行政		2	○	
発達心理学		2	◎	
特別支援保育		2	◎	
保育・教育課程論		2	◎	
教育方法論		2	○	
保育臨床相談		2	○	
教育実習総論Ⅰ		1		
教育実習総論Ⅱ		1		
教育実習Ⅰ（幼稚園）		2		
教育実習Ⅱ（幼稚園）		2		
保育・教職実践演習（幼稚園）		2	◎	
子どもと文化		2	○	
地域子育て支援演習		1	○	
子どもと運動		1	◎	
生活と健康		2	☆	
生涯スポーツ		1	☆	
保育基礎ゼミナール	1			
保育専門ゼミナール	1			
保育原理		2	◎	
子どもと家庭の福祉		2	◎	
社会福祉		2	◎	

専門科目

子ども家庭支援論		2	◎	
社会的養護の原理		2	◎	
子ども家庭支援の心理学		2	◎	
子どもの理解と援助		1	◎	
子どもの保健		2	◎	
子どもの健康と安全		1	◎	
子どもの食と栄養		2	◎	
乳児保育の基本		2	◎	
乳児保育の実際		1	◎	
社会的養護の実際		1	◎	
子育て支援		1	◎	
保育実習指導Ⅰ（保育所）		1	◎	
保育実習指導Ⅰ（施設）		1	◎	
保育実習Ⅰ（保育所）		2	◎	(80時間)
保育実習Ⅰ（施設）		2	◎	(80時間)
子どものための音楽Ⅰ（歌とピアノ）		1	◎	
子どものための音楽Ⅱ（歌と弾き歌い）		1	◎	
子どものための音楽Ⅲ（アンサンブルとピアノ）		1	○	
子どものための音楽Ⅳ（リズム遊び）		1	○	
子どものための造形		1	◎	
子どもと仏教		2	○	
絵本の世界		2	○	
子どもと絵本		2	○	
保育実習指導Ⅱ（保育所）		1	いずれ か◎	
保育実習指導Ⅲ（施設）		1		
保育実習Ⅱ（保育所）		2	いずれ か◎	(80時間)
保育実習Ⅲ（施設）		2		(80時間)
専門 拡充 科目	こども音楽療育概論		2	
	こども音楽療育演習		1	
	こども音楽療育実習		1	
	レクリエーション理論		2	
	レクリエーション実技		1	
	レクリエーション実習		1	

備考欄「保育士」に記されている‘☆’は告示による教養科目の必修科目を示す。‘◎’は告示別表第1による必修科目、告示別表第2による選択必修科目の内の必修科目を示す。‘○’は告示別表第2による選択必修科目を示す。

別表第3（第11条関係）

保育士資格取得特例に基づく特例教科目

授 業 科 目	単 位	備 考
福 祉 と 養 護	2	
相 談 支 援	2	
保 健 と 食 と 栄 養	2	
乳 児 保 育	2	

別表第4 削除

別表第5（第53条関係）

専攻科

家政学専攻専門科目

授 業 科 目	単 位		備 考
	必 修	選 択	
家 政 学 原 論		4	
生 活 科 学 特 論 I		4	
生 活 科 学 特 論 II		4	
栄 養 学 特 講		4	
栄 養 学 講 読		2	
栄 養 化 学 演 習		6	
食 品 化 学 特 講		6	
調 理 実 習		8	
意 匠 学 特 講		4	
意 匠 学 講 読		2	
意 匠 構 成		8	
衣 料 学		4	
被 服 実 習		8	
礼 法		2	
生 活 論 特 論 I		4	
生 活 論 特 論 II		4	
生 活 文 化 特 論 I		4	
生 活 文 化 特 論 II		4	
生 活 文 化 特 論 演 習		4	
人 間 学 特 論		4	
生 活 福 祉 特 論		4	
生 活 造 形 特 論		2	
比 較 文 化 特 論		2	
研 究 論 文		4	

児童教育学専攻専門科目

授 業 科 目	単 位		備 考
	必 修	選 択	
教 育 学 特 講	4		
教 育 心 理 学 特 講	2	2	
児 童 心 理 学 特 講		4	
宗 教 教 育 特 講	2		
道 徳 教 育 特 講		2	
音 楽 教 育 特 別 研 究		6	
保 育 学 特 講		6	
児 童 文 化 特 講		2	
小 児 保 健 特 講		2	
教 育 工 学 特 講		2	
国 語 科 教 育 特 講		6	
社 会 科 教 育 特 講		6	
算 数 科 教 育 特 講		6	
理 科 教 育 特 講		6	
音 楽 科 教 育 特 講		6	
図 画 工 作 科 教 育 特 講		6	
家 庭 科 教 育 特 講		6	
体 育 科 教 育 特 講		6	
保 育 内 容 特 別 研 究 音 楽 スム		6	
保 育 内 容 特 別 研 究 絵 画 製 作		6	
保 育 内 容 特 別 研 究 自 然		4	
保 育 内 容 特 別 研 究 健 康		4	
保 育 内 容 特 別 研 究 社 会		4	
保 育 内 容 特 別 研 究 言 語		4	
教 育 実 習		4	
生 活 文 化 特 論		2	
生 活 文 化 特 論 演 習		2	
研 究 論 文	4		

別表第6（第42条関係）

社会人入学選抜制度（入学金、授業料、教育充実費）

入 学 金	2 0 0 , 0 0 0 円
授 業 料（年額）	4 0 0 , 0 0 0 円
教育充実費（年額）	2 0 0 , 0 0 0 円

## 京都文教短期大学教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、京都文教短期大学学則第50条に基づき、京都文教短期大学教授会(以下教授会という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(構成員)

第2条 教授会の構成員は次の各号のものとする。

- (1) 学長及び副学長
- (2) 教務及び学生部長
- (3) 教授
- (4) 事務局長

2 学長が必要あると認めるときは、准教授その他の職員を加えることができる。

(招集者)

第3条 教授会は学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長又は予め指名されたものが前項の職務を代行する。

(開催及び招集)

第4条 教授会は、毎月1回招集することを原則とする。ただし、学長が必要と認めるとき、又は、構成員の3分の2以上の要請があったときは臨時に教授会を開くものとする。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休職者及び1ヶ月以上の出張者は除く。

2 やむを得ない事由のため出席できない構成員が、あらかじめ書面により意志を表示した者は、出席者とみなす。

(審議事項)

第6条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議をするものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程及び履修方法に関する事項
- (4) 既修得単位の認定に関する事項
- (5) 転籍、除籍、復籍等学生の身分に関する事項
- (6) 科目等履修生の履修許可に関する事項
- (7) 聴講生に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) 授業料等の減免に関する事項
- (10) 奨学生に関する事項

- (11) 本学の行事に関する事項
- (12) 各種委員会の設置及び改廃に関する事項
- (13) 教授会選出の学長推薦委員の選出
- (14) その他学長が必要と認めた事項

第7条 前条に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

- (1) 学則の改正に関する事項
- (2) 学科・専攻課程の設置及び改廃に関する事項
- (3) 本学の規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 国内及び在外研究員の推薦に関する事項
- (6) 学生生活に関する事項
- (7) 本学の管理運営に関する事項
- (8) その他学長が必要と認めた事項

(所管)

第8条 教授会の事務処理は教務部教務課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議及び教授会の審議を経て、学長の意向を受けて理事会の議決により行う。

附 則

この規程は昭和50年4月1日から施行する。

昭和55年4月1日改正(第1条)

平成13年4月1日改正(第2条)

平成18年4月1日改正(第1条)

平成19年4月1日改正(第2条)

平成20年4月1日改正(第1条)

平成25年4月1日改正(第1条)

平成27年4月1日改正(第6条・第7条・第8条削除・第8条・第9条改正)

平成31年4月1日改正(第1条～第6条・第8条・第9条改正)